答 申 書(案)

平成26年2月27日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会 会 長 池 田 有 光

平成26年2月5日付環環管第42号をもって諮問のありました「(仮称) 京阪淀車庫南側土地物流施設建設計画に係る配慮書案について」,慎重に検討を行った結果,下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 騒音及び振動

事業の実施に伴い,大型車両の通行が新たな負荷として計画地周辺の環境に影響を与えるおそれがあることから,配慮書案に記載のとおり,車両の通行,荷役作業及び空調機器等による施設稼働騒音への対策に万全を期すこと。

3 生熊系

計画地周辺は、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近接するなど、生物多様性保全の観点から重要な立地であり、配慮書案に記載のとおり、周囲の緑地等とのつながりを意識し、地域性苗木やレインガーデン等による生物多様性への配慮に取り組むこと。

4 景観

長大な壁面の存在が、近隣住民へ圧迫感を与える可能性が高いことから、外壁色彩への配慮に合わせて、外壁に雁行を取り入れるなど、圧迫感を軽減するための必要な措置を講じること。また、入居するテナントが、宣伝等の目的で看板を設置する際には、京都市屋外広告物等に関する条例を順守することはもとより、良好な景観が確保されるよう十分指導すること。

5 その他

騒音等への対策はもとより、交通環境の改善を図り、安全対策にも取り組むこと。 また、大型建築物が新たに建設されることにより、強風時、計画地東側に位置する住居に対し、風害の影響が発生するおそれがあることから、今後、詳細設計の際に、風況等を把握し、風害による影響低減を図ること。